

「住まい」と「生活」の 再建に向けて

被災した皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早く日常の生活に戻れるよう、行政機関の様々な支援策を知っておきましょう。生活再建は一步ずつ着実に進めることが大切です。

このリーフレットでは、市の各種支援制度、火災保険などで必要となる「罹災証明書」についてご紹介します。



【お問い合わせ】
糸満市 社会福祉課 福祉総務係
TEL：098-840-8132

すでも確認できま
す。ホームペー
ジ



沖縄県や社会福祉協議会で受けられる支援策

※各制度の利用時に罹災証明書などの書類が必要です。詳細は各団体へ直接お問い合わせください。

糸満市社会福祉協議会の支援について



- 生活福祉資金貸付（緊急小口資金（10万円）、福祉資金など）
- 沖縄共同募金会災害見舞金
【全焼・全壊：2万円】【半焼・半壊：1万円】【床上浸水：5千円】【死亡弔慰金：2万円/人】
- 糸満市社会福祉協議会罹災者見舞金
【全焼・全壊：5万円】【半焼・半壊：3万円】【防風で全壊家庭：5万円】【死亡弔慰金：5万円/人】
- 食料支援事業（フードドライブで寄贈された保存食などの提供）
【お問い合わせ】糸満市社会福祉協議会（糸満市真栄里857番地） ☎098-994-0563

沖縄県の支援について

- 沖縄県災害見舞金
【死亡弔慰金：10万円/人】【負傷見舞金：5万円/人】
【住宅被害見舞金（全焼・全壊）：1人世帯3万円、2人以上の世帯5万円】
【住宅被害見舞金（半焼・半壊）：1人世帯2万円、2人以上の世帯3万円】
【お問い合わせ】社会福祉課福祉総務係（市役所1F） ☎098-840-8132

くらしのサポートセンターきづきの支援策について

- 住居確保給付金申請 ○一時生活支援 ○生活と仕事の相談
【お問い合わせ】くらしのサポートセンターきづき（市役所5F） ☎098-840-8182

罹災証明書について

糸満市で発生した災害で被害を受けた家屋に対し、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊など被害の程度を証明するものが「罹災証明書」です。

！ 罹災証明書の申請について

- 【申請方法】
罹災証明願書へ必要事項を記入の上、社会福祉課福祉総務係へ提出
- 【申請できる人】
罹災した家屋の所有者および所有者の親族
- 【申請様式】
QRコードからダウンロードまたは窓口でお受け取りください。



！ 罹災証明書発行までの流れ

申請受け付け → 申請に基づいて市職員が被害認定調査の実施 → 判定結果に基づき証明書発行

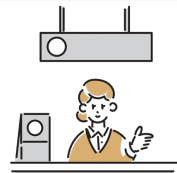
！ 注意事項について

- ・罹災証明書は、各種支援金や制度の利用時に必要となる大切な証明書です。
- ・災害の規模などの状況により、調査が行われるまでに時間を要する場合があります。
- ・どうしても市の調査前に片付けや補修を行う必要がある場合は、被害状況（浸水箇所・浸水の高さなど）がわかる記録写真を残し、保存をお願いします。（スマートフォン撮影可）
- ・市の調査が入る前に片付けや補修をしてしまうと、被害の程度を証明できなくなる場合があります。

糸満市で行われる被災者支援策一覧

※各制度の利用時に罹災証明書などの書類が必要です。詳細は担当部署へ直接お問い合わせください。

！ 各制度の減免など



市県民税の減免

災害により被害を受けた人は、被害の程度に応じ、市県民税の減免ができる場合がありますので、ご相談ください。また、雑損控除の申告により、所得控除を受けられます。雑損控除の申告については、那覇税務署へお問い合わせください。

【お問い合わせ】税務課市民税係（市役所2F）☎098-840-8128

固定資産税の減免

災害による被害の程度に応じ、固定資産税が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

【お問い合わせ】税務課資産税係（市役所2F）☎098-840-8128

納税の猶予相談

納税者または特別徴収義務者が、その財産につき、風水害、震災、火災、その他災害を受けたときは、原則1年間徴収を猶予または分割納付することができます。また、徴収を猶予した場合、猶予した期間にかかる延滞金については、免除することができます。

【お問い合わせ】税務課収納係（市役所2F）☎098-840-8129

国保税などの減免

国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入してる世帯で、災害などのやむを得ない事情により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が困難な世帯について、減免が認められる場合があります。

【お問い合わせ】国民健康保険課保険税係・長寿医療係（市役所1F）☎098-840-8127

医療費の減免・猶予について

災害や倒産・リストラなどで、世帯の所得が前年と比べ激減し、医療機関への医療費の支払いが困難なときに一定の基準に該当する場合は減額・免除・執行猶予される場合があります。

【お問い合わせ】国民健康保険課給付係（市役所1F）☎098-840-8127

国民年金保険料の減免

災害などによって被災し、住宅・家財・その他財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた人などは、御本人からの申請に基づき、国民年金保険料の納付が免除されます。

【お問い合わせ】市民課年金係（市役所1F）☎098-840-8125

介護保険料の減免

65歳以上の人またはその属する世帯の生計を主として維持する者が所有し、直接住居の用に供する住宅または日常使用する家財について、風水害等による被害を受けたときは、介護保険料の減額または免除ができる場合がありますので、ご相談ください。

【お問い合わせ】介護長寿課長寿医療係（市役所1F）☎098-840-8133

ごみ処理手数料の減免

火災や自然災害の被害に遭われた人などを対象に、ごみ処理手数料の減免制度を設けています。減免を受けるためには手続きが必要です。

【お問い合わせ】市民生活環境課環境衛生係（市役所3F）☎098-840-8124

障害福祉サービス費（自己負担分）の減額

災害による被害のため障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認められる人は、費用の減額をすることができます。

【お問い合わせ】障害福祉課（市役所1F）☎098-840-8103

！ 教育・保育に関すること



児童扶養手当について

児童扶養手当が支給停止となっている世帯のうち、被災した世帯については、住宅家財など財産の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、児童扶養手当の支給を受けることができます。

【お問い合わせ】こども未来課こども政策係（市役所2F）☎098-840-8191

ひとり親家庭等医療費助成について

ひとり親家庭等医療費助成が支給停止となっている母子・父子家庭のうち、災害で被災した世帯については、住宅・家財など財産の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、医療費の一部負担金についての助成を受けることができます。

【お問い合わせ】こども未来課こども政策係（市役所2F）☎098-840-8191

母子父子寡婦福祉資金貸付について

災害などにより、被害を受けた母子・父子家庭および寡婦の人に対して、償還金の支払いの猶予や貸付金措置期間の延長のほか、貸付金申請時の所得制限が緩和されます。

【お問い合わせ】こども未来課こども政策係（市役所2F）☎098-840-8191

保育料の減免について

公立または認可保育施設に通う園児の属する世帯が、災害により著しい損害を受け保育料の納入が困難となったとき、減免できる場合があります。

【お問い合わせ】保育こども園課保育・こども園係（市役所2F）☎098-840-8131

児童生徒の就学援助制度について

災害などにより被害を受けた人は、特別事情として就学援助を受けられる場合があります。一定の所得基準がありますので、ご相談ください。

【お問い合わせ】学校教育課学務係（市役所5F）☎098-840-8165

！ 健康相談など



市民健康相談について

自然災害で被災された皆さまのこころや体の健康についても相談を受け付けています。

【お問い合わせ】健康推進課保健指導係（市役所2F）☎098-840-8154

！ 物資の提供など



赤十字災害救援物資の提供について

毛布・タオルケット・緊急セット・安眠セット・衣類セット（ジャージ上下）、ブルーシートなどの物資を提供いたします。

【お問い合わせ】社会福祉課福祉総務係（市役所1F）☎098-840-8132